

議案第8号

令和4年度伊賀市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度伊賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	281床
(2) 年間入院患者数	67,160人
(3) 年間外来患者数	67,222人
(4) 1日平均入院患者数	184人
(5) 1日平均外来患者数	377人
(6) 主要な建設改良事業 (医療器械器具整備等)	77,880千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	5,028,796千円
第1項 医業収益	4,580,013千円
第2項 医業外収益	343,604千円
第3項 訪問看護ステーション事業収益	26,328千円
第4項 特別利益	78,851千円
支 出	
第1款 病院事業費用	4,994,775千円
第1項 医業費用	4,803,857千円
第2項 医業外費用	153,744千円
第3項 訪問看護ステーション事業費用	23,174千円
第4項 特別損失	14,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額138,621千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	489,410千円
第1項 企業債	268,600千円
第2項 負担金	220,810千円
支 出	
第1款 資本的支出	628,031千円
第1項 建設改良費	268,860千円
第2項 企業債償還金	338,871千円
第3項 借入金償還金	20,000千円
第4項 投資その他の資産	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
医薬品購入経費	令和5年度	48,605千円
診療材料購入経費	令和5年度	60,927千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械等 整備事業	千円 77,800	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金及び特定資金 については、その融通条 件により、銀行その他の 場合には債権者との協 定によるものとする。た だし、企業財政の都合に より据置期間及び償還 期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
病院施設整 備事業	190,800			
計	268,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,777,770千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 企業債の償還元金及び支払利息並びに救急業務の費用等の財源に充てるため一般会計からこの会計への負担金並びに補助を受ける金額は、621,651千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、458,000千円と定める。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡本 栄